		日号外	ページ
七	最終指定親会社及びその子法人等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件及び最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件の一部を改正する件	八47七二	五
八	銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失った件	一一48四	二一
九	信用金庫代理業者に係る信用金庫代理業の許可がその効力を失った件	一一48六	二一
一〇	銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件	一五52一五	二一
一一	金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの一部を改正する件	一九二	二一
一二	金融商品取引法第百五十六条の六十七第一項の規定に基づき取引情報蓄積業務を行う者を指定した件	二一五	二一
一三	銀行法施行規則第十四条の二第二項の規定に基づき銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件等の一部を改正する件	二二57四	二一
一四	銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号及び第三十八号の規定に基づく銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件等の一部を改正する件	二二57五	二一
一五	銀行等の株式等の保有の制限に関する内閣府令第五条及び第七条第六項に基づく銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整等を定める件の一部を改正する件	二二57七	二一
一六	保険業法施行規則第百五条の六第四項の規定に基づく金融庁長官が定める会社分割により保険契約を承継させる場合の認可の申請の書面の様式並びにその記入及び算出の方法の一部を改正する件	二五59二〇	二一
一七	銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項等の一部を改正する件	二八64六二	二一
一八	銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件及び最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件の一部を改正する件	二八64八九	二一
一九	銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件等の一部を改正する件	二九66四四	二一
二〇	信用金庫が会員以外の者に対して行う資金の貸付け等に関する期間及び金額を指定する件等の一部を改正する件	二九66四四	二一
	○金融庁、財務省、経済産業省		
一	株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件	八47七四	二一
二	〃	一五52一六	二一
三	株式会社商工組合中央金庫法の施行に関して定める件の一部を改正する件	二二57七	二一
四	経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項の一部を改正する件	二八64八九	二一
五	株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件の一部を改正する件	二八64一〇五	二一
	○金融庁、厚生労働省		
一	労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件	八47七六	二一
二	〃	一五52一六	二一
三	労働金庫法施行規則第四十五条第五項第三号、第十一号及び第三十八号の規定に基づく労働金庫又は労働金庫連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件の一部を改正する件	二二57八	二一